

今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理
(案)

平成 29 年 ○ 月 ○ 日

中央教育審議会大学分科会将来構想部会

<目次>

はじめに	2
1. 社会全体の構造の変化	4
2. 大学教育における人材育成	5
3. 高等教育機関の教育研究体制	8
4. 18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置	13
5. 教育の質の保証と情報公開	17
6. 今後の検討課題	20
別添1 大学等の連携・統合の可能性 論点整理(案)	22
1. 単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係	22
2. 教員は一つの大学に限り専任となる原則	23
3. 地域における大学間等の連携強化	24
4. 国立大学は一法人が一大学のみを設置していること	25
5. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策	26
別添2 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革 ワーキング・グループ論点整理(案)	28
I. はじめに	28
II. WGで議論すべき論点	29
III. 個別事項	29
1. 教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証	30
2. 学修成果の可視化と情報公開	33
3. 学位プログラムを中心とした大学制度	35
4. 認証評価制度	37
5. 学位等の国際的通用性	39
6. 高等教育機関の国際展開	41
7. リカレント教育	42
参考1 我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)	46
参考2 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 名簿	52
参考3 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 制度・教育改革 ワーキング・グループ 名簿	53

はじめに

○ 平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（以下「将来像答申」という。）から12年が経過した。将来像答申では、高等教育政策の在り方について、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という大きな方向性を示した上で、大学が有する7つの機能（※）を示し、各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能の一部分を併有し、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違いに基づいて、緩やかに機能別に分化していくという、将来像を描いた。

（※）大学が併有する各種の機能の例

1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献）（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

○ この答申を受けて、例えば、国立大学についてはミッションの再定義を行って、自らの機能強化の方向性を明確にするなど、各大学においては、自らの選択により、世界的な教育研究、専門分野の強化、地域貢献、産学連携、グローバル化などそれぞれの大学が持つ強み・特色に応じた機能強化を図る努力を重ねてきた。また、平成26年には、学校教育法、国立大学法人法、私立学校法が改正され、大学のガバナンス改革が進められてきている。

○ その結果、多くの大学が自らの機能強化のために学部等の組織改編を積極的に行ったり、地域の産業界や地方公共団体との連携を通じて地域貢献を行ったり、「スーパー・グローバル・ユニバーシティ」に採択されるなどしてグローバル化を進めるなど様々な改革に取り組んでいる。また、大学院においては、「博士課程教育リーディングプログラム」などを通じて社会の様々な分野で活躍できる人材の育成も進められている。さらに、教育の質的転換のために、各大学等では、三つの方針（①卒業認定・学位授与の方針＝ディプロマ・ポリシー ②教育課程の編成・実施の方針＝カリキュラム・ポリシー ③入学者受入れの方針＝アドミッション・ポリシー）の策定が進められ、アクティブ・ラーニングの導入などの取組も行われつつある。

- しかしながら、①第4次産業革命、Society5.0と言われる大きな産業構造、社会構造の変化に対応する教育研究の革新が求められていること、②専門職大学制度の創設に象徴されるように実践的な職業教育の充実への期待が高まっていること、③学士課程への進学率が上昇し続ける中で学位が保証する教育のレベルについて国民の共通理解がないこと、④18歳人口の大幅な減少が予想されている中で四年制大学の数が増加し続け、一方で定員割れの大学が増加していること、⑤国際競争が激しくなる中で世界の研究ネットワークの中で日本のポジションが低下していること、など高等教育の今後の発展のために検討すべき構造的な課題が山積している。
- こうした状況を踏まえ、2040年頃を見据えた高等教育の将来像を描くため、当部会においては、様々な大学関係者その他の有識者からヒアリングを行い、○回の審議を重ねて、下記の6つの観点から議論を整理した。このまとめは現時点の論点の整理であり、今後、引き続き、具体的な将来像とその実現のための制度改正の在り方について検討を続けることとしている。

1. 社会全体の構造の変化
2. 大学教育における人材育成
3. 高等教育機関の教育研究体制
4. 18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置
5. 教育の質の保証と情報公開
6. 今後の検討課題

1. 社会全体の構造の変化

(学術研究や教育の発展)

- 学術研究の発展により、高等教育機関においては、専門化・細分化された分野の中だけで収まらない学際的・学融合的な研究が進められるようになっている。知のフロンティアの拡大に伴い、知識や技術の全てを個人や一つの組織で生み出すことが困難な時代になっており、新たな知識や価値の創出に多様な専門性を持つ人材が結集し、チームとして活動することの重要性がますます高まっている。また、産業界においてオープンイノベーションを本格化させようという動きが活発化する中で大学等に対しても本格的な産学連携が実施できる体制の構築が求められている。さらに、教育においては、文系、理系の区別に捉われない学部等の設置や主専攻・副専攻制など伝統的な分野の区別を超えた教育が行われるようになっており、科学技術の進展に伴い、併せて倫理や感性など人間性にまつわる素養を育てることも重要となっている。

(第4次産業革命、Society5.0)

- 第4次産業革命が進み、Society5.0を目指して、既存の産業構造、社会構造が大きく変化していくと言われており、我が国の社会経済の発展のために革新的な技術の社会実装を進め、生産性の大幅な向上を図ることが必要となっている。既に様々な分野で、AIやIoT、ロボットといった共通基盤技術と、産業コア技術、関連データの多様な組み合わせ(※)により、革新的な製品・サービスが生まれてきており、今後も急速に技術開発が進んでいくと考えられる。こうした中で、高等教育機関においても、分野を超えて専門知や技能を組み合わせる実践力の育成や、新たなリテラシーとしての数理・データサイエンスの学修が求められている。

(※) 共通基盤技術、産業コア技術、関連データの組み合わせの例

AI × 運転制御技術 × カメラデータ = 自動運転

AI × ゲノム編集等 × 生物データ = 新規創薬等

(人生100年時代)

- 健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、2007年に日本で生まれた子どもは107歳まで生きる確率が50%もあると言われており。こうした人生100年時代を迎えるに当たっては、人生の様々な段階で高等教育機関において学ぶことができるような環境整備が求められており、18歳で入学する伝統的な学生だけでなく、多様な年齢層の学生の多様なニーズに応えるプログラムの構築の必要性が高まっている。

(グローバル化)

- 学術研究においては、新興国が成長し先進諸国間でも国際競争が激しくなる中で、論文数や論文の引用状況から見た日本の地位は相対的に低下傾向にあり、日本の存在感が薄れてきている。一方で、産業界においては、中小企業においても海外展開が進んでおり、大企業においては海外で生産、販売を行うだけでなく、研究開発拠点をマーケットに近い海外に置くなどグローバル化の進展は著しい。
- 教育においては、近年では国内の大学だけでなく、海外の大学への進学を目標の一つとする高等学校も出てきており、海外の大学においてはブランチ・キャンパスやネット配信によって国外の学生に教育の対象を広げようという動きが進んでいる。こうした中で、日本の高等教育機関が世界の中で魅力を高めていくためには、教育研究の質の飛躍的な向上に努めるとともに、海外からの教員や学生が集まるような教育研究環境の整備や日本の高等教育の海外展開が求められている。

(地方創生)

- AI、IoT 技術、ビッグデータの活用により、産業・社会構造が資本集約型から知識集約型にシフトしつつある。このことは、地方の産業にとっては、その地域の中で生産性の向上、高付加価値化が可能となるということであり、都市ではなく地域が産業の拠点となる時代を迎えるとも言える。農業、医療・ヘルスケア、防災、インフラの維持管理など第1次産業分野から第3次産業分野まであらゆる産業分野でデータ活用による高付加価値が進むとすれば、全国各地において地方のポテンシャルを引き出す上で大学が果たすべき役割は極めて大きい。また、各地域における震災からの復興においても大学による調査、研究等の役割が期待される。

2. 高等教育における人材育成

- 上記のような社会全体の構造が大きく変化する中における今後の人材育成の在り方について、18歳で入学する伝統的な学生への教育と社会人への教育のそれぞれの観点から議論を行った。Society5.0に向けた人材育成の在り方については、変化に対応した教育、社会が変化しても陳腐化しない普遍的な能力等の教育、技術革新が進む中でこそ必要となる哲学、感性を育む教育等、様々な観点から引き続き議論が必要である。

【18歳で入学する伝統的な学生への教育】

(社会が変化しても陳腐化しない普遍的なスキル、リテラシー)

- 高等教育において育成すべき能力については、戦後、それぞれの時代における中央教育審議会等答申において示されてきたが、いつの時代にも、その中核的な部分には、基礎的で普遍的な知的技能が置かれている。論理性や批判的思考力、広い視野、コミュニケーション能力や他者との共生の力などは、社会が変化しても陳腐化しない普遍的なスキル、リテラシーであり、新たな価値が生まれてはすぐに古くなっていく現代においても必要不可欠な能力である。

(※)「各専攻分野を通じて培う学士力」

学士課程共通の学習成果に関する参考指針（平成20年中教審答申より）

- (1) 知識・理解、(2) 汎用的技能、(3) 態度・志向性、(4) 統合的な学習経験と総合的思考力、構想力

- こうした能力は、「学士力答申」（平成20年12月24日中央教育審議会答申「学士課程教育の構築について」）でも示されているとおり、いわゆる一般教育・共通教育と専門教育の双方を通じて、また、学生の自主的活動等も含む教育活動全体を通して育成されていくものである。
- その際、上記のように学術研究においても産業社会においても、分野を超えた専門知の組み合わせが必要とされる時代においては、一般教育・共通教育においても従来の学部を超えた幅広い分野から文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を超えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。
- 専門教育については、主専攻・副専攻制の活用などにより、専門知の組み合わせの種類が大幅に増えることを踏まえ、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。また、近年においては、産業界において活躍する人材についても、優れたジェネラリストであることだけでなく、自分の強みとなる専門分野を持っていることが必要となってきたとの指摘もあり、高等教育機関においても、分野に関わらず、汎用的能力と強みとなる専門性とを兼ね備えた人材育成に資するカリキュラムの構築が求められる。

(第4次産業革命時代のリテラシー)

- 世界に先駆けて「超スマート社会」の実現（Society5.0）に向けて、我が国の産業

活動を活性化させるために、数理・データサイエンスの基礎的教養を持ち、課題解決や価値創出につなげられる人材育成が必要な時代になっていることを踏まえ、第4次産業革命時代の新たなリテラシーとして、全学的な数理・データサイエンス教育を行うことが必要となっている。

(カリキュラムと社会の要請との擦り合わせ)

- 産業社会の変化が激しい中で、必要とされる専門教育を大学において効果的に実践していくためには、教育内容も柔軟に変更していく仕組みとすることが必要である。学部・学科ごとに、修得すべき知識、能力の達成目標を明確にしてカリキュラムを構築するとともに、その効果を測定する仕組みを開発し、卒業生を受け入れる産業界の意見を聴きながらカリキュラムを修正していくというサイクルを恒常的に回していくことが必要である。

【社会人への教育】

- 高等教育機関が行う社会人への教育においては、アカデミックな教員による最先端の実践の理論化と、実務家教員による最先端の実践例の提供、すなわち学問の追求と実学教育の双方が高いレベルで求められる。
- 社会人といった場合には、企業に勤務しながら通学する場合、転職のために通学する場合、子育て等による離職後に復職する場合、高校卒業後就職した後にスキルアップを目指す場合など様々なケースがある。
- 上記のような18歳で入学する伝統的な学生の教育においては、一定の選択の幅を持ちつつも、ディプロマ・ポリシーに基づく統合的なカリキュラムのパッケージを大学等が提供することが必要であるが、今後、人生100年時代を迎え、本格的に社会人の受け入れを進めていく場合には、多様な社会人の個別のニーズに対応するカリキュラムの提供が必要となる。
- 具体的なカリキュラムの編成に当たっては、サプライサイドとして用意できるプログラムだけでなく、デマンドに対応できるプログラムを用意する必要性が高まっていくが、そのためにはプログラムを提供する教員組織自体が柔軟に変化に対応できるような体制を構築していくことが必要である。

3. 高等教育機関の教育研究体制

- 上記のような人材育成を行うための教育研究体制については、将来の人材需要が次々と変わり得るという前提に立てば、予測が困難な中でも変化に迅速かつ柔軟に対応できる教育研究体制を構築していくことが必要である。
- 学術研究においても産業界においても多様な分野の知識・技能の組み合わせが必要とされること、人生100年時代を迎え多様な年齢層の学生の入学が求められていること、グローバル化の中で多様な国籍の教員や学生が求められていることなどを考えると、今後の高等教育機関は、多様な価値観をもつ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場となることが必要である。
- こうした「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、従来の大学や学部・学科における教員の「自前主義」や「18歳中心主義」から脱却し、学部・学科を超え、大学を超えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による「多様な教育研究分野」の提供、「多様な学生」を受け入れられる体制の整備、「多様性を受け止めるガバナンス」の在り方を検討していくことが必要である。
- こうした観点から、将来の高等教育機関の教育研究体制について検討すべき事項を以下のように整理することができる。

(多様な教育研究分野)

- 各大学等の中で多様な教育研究を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・学科等の枠を超えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。また、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・学科等を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学生の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。

今後、少子化が進行し、一つの大学等で多様な教育研究を行うことが困難になることを見据え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、単位互換等の制度や運用の見直し、一法人一大学となっている国立大学の在り方、私立大学における学部・学科単位での設置者変更の手続きの整備など、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みを検討することが必要である。

＜具体的な方策＞

・学部等の組織の枠を超えた学位プログラムの実現 …… 別添 2

3（学位プログラムを中心とした大学制度）

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が機動性を発揮して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とすべき。

・地域における質の高い教育機会を確保するための大学等の連携・統合の方法 …… 別添 1

1（単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係）

- 複数大学間で教育資源の共有を円滑に進めるため、単位互換の際にも自大学で同等性のある科目が必要であることと、全ての科目を自大学で開設するという設置基準上の原則について、その解釈や運用の在り方を改めて明示すべきではないか。

2（教員は一つの大学に限り専任となる原則）

- 複数の学部間での教員の共有を円滑に進めるため、教員を一つの学部に関し専任教員としてカウントする運用を緩和する余地はないか。
- 将来的には、複数大学間でクロスアポイントメントを活用して教員を共有して活用できないか。（複数大学間で教員のエフォート管理の仕組みの構築が必要。現在の1校分の教員数で2校分の設置認可が可能となるなどの点を慎重に検討。）

4（国立大学は一法人が一大学のみを設置していること）

- 国立大学は、学校法人と異なり、複数大学の設置は認められていない。一つの法人が複数の大学を設置することについて、具体的にどのようなメリット・デメリットが考えられるか。
- 制度の具体的な内容をどのように考えるか。
 - ・法人の長や学長等をどのように任命するのか。
 - ・現行の役員会や経営協議会、教育研究協議会の在り方についてどのように考えるか。

5（私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策）

- 各法人が一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かせるような経営の仕組みの検討や、統合される学校法人の建学の精神の承継に配慮した仕組みの検討など、より多様な連携・統合方策は考えられないか。
- 現在、大学単位でしか認められていない設置者の変更について、学部・学科単位での設置者変更を認めるなど、制度面での改善を検討すべきではないか。
- 経営悪化傾向にある学校法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、私立大学の自主性・自律性に配慮しつつも、他法人との合併や撤退を含む早期の適切な経営判断が行われるよう支援し、状況に応じてさらに踏み込んだ指導・助言が必要ではないか。

(多様な教員)

- 多様な分野の教育研究を進めていくためには、多様な教員が必要となる。今後は、学部・学科等の枠を超えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある。

<具体的な方策>

- ・学部等の組織の枠を超えた学位プログラムの実現（再掲）…………… **別添2**

3（学位プログラムを中心とした大学制度）

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が機動性を発揮して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とすべき。

- ・多様なバックグラウンドの教員の採用（実務家教員、若手、女性など）…………… **別添2**

1（教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証）

- 数的、時間的に制約のある実務家の参画を得やすくする観点から、大学学部段階においても、専門職大学院等で既に認められている「みなし専任教員」の制度を導入するなどの方策を検討してはどうか。
- 大学等のカリキュラム改善のプロセスに、実務家等の学外の人的資源を参画させることを促してはどうか。

(多様な学生)

- 来たるべき人生100年時代においては、教育、雇用、退職後という伝統的な3ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わっていくという予測もある。人生の様々な段階で新たな生き方を模索していく時代になれば、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となる。
- また、国際競争の激しい高等教育の世界において、我が国の高等教育機関が魅力を高めていくためには、これまで以上に外国人の学生を惹きつけるような教育環境の整備や我が国の学位等が示す教育のレベル等についての国際通用性の確保が重要となる。さらには、アジア各国を中心に日本の高等教育へのニーズが高い国に対する国際展開を促進するような制度の在り方も喫緊の検討課題である。

＜具体的な方策＞

・リカレント教育の充実 …………… 別添2

7 (リカレント教育)

- 実践的・専門的なプログラムの充実を図るため、産学連携によるプログラムの改善・充実を推進できる体制の整備について検討すべき。
- 社会人の経済的負担の軽減を図るため、雇用保険給付金との連携や税制改革も含めた検討すべき。より短期のプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数 120 時間以上という現行規定の見直しを検討すべき。また、単位累積加算制度についても検討すべき。
- 放送大学や通信教育、MOOC 等の一層の活用方策について検討すべき。
- 社会人・企業等といったセグメント別に、高等教育機関のプログラムに関する情報へ効果的にアクセスできる仕組みを検討すべき。

・留学生交流の拡大

・学位等の国際通用性の確保 …………… 別添2

5 (学位等の国際的通用性)

- 日本の学位と外国の学位との国際通用性を確保するため、日本の高等教育の仕組みや学位等の種類などを英語公定訳を含めて整理することが必要。ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」の締結と国内情報センターの設立等が必要。
- 学士の学位の名称が 723 種類にまで増加しており、国際通用性を確保するため、英文表記として「Bachelor of (学術的に広く認知されている分野の名称) in (現在付記している名称)」とすることを国が推奨することは考えられないか。

・高等教育機関の国際展開 …………… 別添2

6 (高等教育機関の国際展開)

- 外国に学部等を設置できる制度はあるが、活用は十分に進んでいない。日本国内での制度をそのまま外国での教育活動展開として等しく適用する困難さ(校地校舎の自己所有、収容定員管理等)等の課題があり、阻害要因を整理、対応を検討し、大学等の海外展開を促進する方策が必要ではないか。

(多様性を受け止めるガバナンス)

- 今後、これまで以上に多様な教育研究を実現していくために、学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れて

いくとすれば、高等教育機関は、他の機関や、関係する産業界、地域の地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制を構築していくことが必要である。

<具体的な方策>

- ・複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

…………… 別添1

3 (地域における大学間等の連携強化)

- 大学間コンソーシアムの全国的な広がり、大学等と地方自治体・産業界との連携が一部で始まっている状況を踏まえ、今後は、複数の高等教育機関と地方自治体、産業界とが恒常的に連携を行うような体制の構築が必要ではないか。

(各学校種等における特有の検討課題、高等教育機関全体の相互の接続関係等)

- 教育研究体制の在り方についての上記の論点は、概ね各学校種に共通する課題について述べたものであるが、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの学校種、あるいは大学院について特有の検討課題や、新たに制度化される専門職大学・短期大学を含めて、高等教育機関全体の相互の接続関係の在り方、学位・称号の国際通用性の確保などについて、今後、引き続き検討する必要がある。

(短期大学)

- 短期大学は、全国に幅広く分布しているが、4割以上が中核市よりも人口規模が小さい地方都市に設置され、自県内入学率・就職率ともに約7割に上るなど地方の進学機会の確保に重要な役割を果たしている。女子学生の教育に大きな役割を果たし、教養教育から幼稚園教諭・保育士等の職業教育まで多様な人材を養成してきた。今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを生かし、高齢者も含めた社会人の学び直しを通じた地域貢献などの役割も期待されるところであり、地域に必要な教育機関として振興方策を検討することが必要である。

(高等専門学校)

- 高等専門学校は、中学校卒業後の15歳の学生を受入れ、5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関として、実践的・創造的な技術者の養成に大きく貢献してきた。今後、新たな産業をけん引する人材の育成の強化、大学との連携など高専教育の

高度化、海外展開を含めた高専教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校
の機能強化を進めていくための振興方策について検討が必要である。

(専門学校)

- 専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。高等教育機関全体の中では、大学に次ぐ学生数を受け入れており、地域密着型の高等教育機関として、地方の道県でも高い進学率となっている。留学生や社会人の受入れも多く、また、平成26年度からは、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」の認定制度が開始され、約3割の学校が取組を進めている。今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、社会人の学び直しにも大きな役割が期待され、その振興方策について検討が必要である。

4. 18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置

- これまで述べてきたように、将来の社会の変化を見据えて「多様な価値観が集まるキャンパス」を目指していくためには、高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要となるが、我が国においては、これを急速に進む少子化の中で実現しなければならない。その将来像を描くに当たっては、現在の進学動向などを正確に把握するとともに、将来の進学動向の推計について具体的な形で「見える化」することが重要である。

(学士課程への進学者数の増加)

- 平成17年の「将来像答申」から12年が経過した。答申では、大学、短期大学の収容力は平成19年に100%になると試算したが、その後、当初の予想を超えて大学進学率は上昇し、18歳人口の減少にも関わらず、大学の学士課程への進学者は増加し続け、現在でも収容力は93.7%に留まっている。特に、女性の進学率は10年間で38.5%（平成18年度）から48.2%（平成28年度）へ大きく上昇している。これに応じて、(短期大学からの転換も含め)四年制大学の数も増加している。より多くの高等学校卒業生が大学進学を希望し、大学教育の裾野が広がっていくことは学生・社会にとって望ましく、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成にも寄与している一方で、大学教育全体で見た場合に教育の質の低下を懸念する声がある。

(地方における教育機会)

- 全体としての学生数が増加する一方で、定員割れの大学が4割に増加した。我が国の高等教育機関については、私立大学が多く、かつ、小規模な大学等が多いのが特徴であり、特に小規模な大学が多い地方において学生確保が厳しくなっているが、地方に所在する大学は、その多くが地域で活躍する人材の育成の拠点となっているとともに、地域の知的基盤としての様々な役割を果たしており、今後とも、地方の学生にとって質の高い教育機会を確保していくことが重要である。

(将来の進学者数の推計)

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約120万人の18歳人口が、2030年には103万人、2040年には88万人に減少すると試算されている。

当部会が発足するに当たり、国立教育政策研究所においては、平成26年度までに生まれた者の数、各学年の小中学校の在籍者数などを基に、18年後すなわち平成45年の18歳人口を都道府県別に推計した。

この推計によれば、各都道府県における大学進学率が平成27年（推計当時）と同率のまま推移すると仮定した場合、平成45年の大学への進学者数は現在の約85%となり、短期大学を含めた場合でもほぼ同様である。

(当然のことながら、進学率が上昇すると仮定すれば、進学者数の推計は増加するが、将来の進学率をどう予想するかは、様々な観点から今後の検討が必要である。)

(47 都道府県別の学部の配置状況と将来推計)

- 当部会においては、全国的なデータだけでなく、各地域において将来推計がどうなるのか、それぞれの高等教育機関にどのようなインパクトがあるのかを可視化する観点から、都道府県別に、現在の大学進学者数、進学率、国公私立別の大学数と入学定員、さらには大学進学時における自県内外への流出入の状況等を示した上で、国立教育政策研究所の推計を元に、こうした傾向が続いた場合の平成45年の大学への進学者数、入学者数、定員充足率を推計した。数字だけではなく、地理的な学部の配置状況や設置されている学部の分野がわかるよう、各都道府県の地図上にマッピングした。

(平成29年7月28日 第3回将来構想部会 資料5-1、5-2)

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryu/icsFiles/afieldfile/2017/08/01/1388715_05.pdf (資料5-1)

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryu/icsFiles/afieldfile/2017/08/07/1388715_06.pdf (資料5-2)

- このデータから、都道府県ごとに、平成 28 年度現在の国公私立大学の入学定員の合計と平成 45 年の入学者数の推計とを比較することにより、将来不足する入学者数を算出することができる。この数は個々の大学が今後の定員の在り方を検討する上での基本的なデータとなる。もちろん、今後、18 歳で入学する伝統的な学生だけでなく、多様な年齢層の学生を受け入れていくことも可能であり、必ずしも推計どおりの定員削減が必要となるとは限らない。いずれにせよ、大きなシェアを占める 18 歳での入学者数の推計と、分野の違いを含めた大学の配置状況を可能な限りわかりやすく可視化しておくことは、各高等教育機関が将来の組織改編等の戦略を立てていく上でも重要と考えられる。

(例) 新潟県 18 大学 約 5,800 人の入学定員 (平成 28 年度)

→約 4,500 人の入学者 (平成 45 年度)

→約 1,300 人の入学者不足を各大学はどう考えるか。

(国が提示する将来像と地域で描く将来像)

- 平成 17 年の将来像答申では、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。人口減少がより急速に進むこれからの 20 年間においては、特に地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。これは教育界だけの課題ではなく、産業界を含めた地方そのものの発展とも密接に関連する課題である。そういう意味では、高等教育の将来像を国が示すだけでなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されるべき時代を迎えていると考えられる。
- 地域で高等教育の将来像を描くと言った場合に、その地域の単位が問題となる。都道府県がその単位としてふさわしいのか、より広域なエリアで議論した方がよいのか、その単位自体も都市圏、都市に隣接する地域、地方などの特性により地域によって様々なのか、今後、引き続き検討していくことが必要である。いずれにせよ、地域の高等教育機関が、産業界や地方公共団体とともに将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム (仮称)」を構築していくことが必要であり、その具体的な仕組みについても検討していくことが必要である。

(大学等の地域配置)

- 平成 14 年に工業 (場) 等制限法が廃止され、平成 15 年から設置認可における抑制方針が撤廃されて以降、大学等の地域配置について、都市部への学生の集中を規制す

る具体的な政策は行われてこなかった。

- この間、全国の学生数は約 276 万人（平成 14 年）から約 269 万人（平成 28 年）へとやや減少している。その地域ごとの内訳の変化を見ると、東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）以外の地域の学生の割合は約 60%、東京圏の学生数は約 40%という割合はほぼ変わっていない。東京圏内の内訳を見ると、東京 23 区の学生数の割合は 14.9%から 17.4%へと増加し、その分、東京の 23 区外の学生と、埼玉、千葉、神奈川の南関東 3 県の学生の割合が減少した。

- 規制の撤廃を受けて、東京の 23 区外や周辺の県にキャンパスを設置した大学等が 23 区内のキャンパスに学部等に移転する動きが活発化している。一方で、多くの地方公共団体においては、人口減少が大きな課題となっており、大学等への進学や就職の時点での都市部への若者の流出にどう歯止めをかけるかが重要な政策課題となっている。

- こうした中、全国知事会の要請を受けて、政府においては、内閣官房に「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置して議論を重ね、6 月には「東京 23 区の大学の学部・学科の新增設を抑制することとし、具体的には、大学生の集中が進み続ける東京 23 区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする」ことなどを閣議決定した。

- 当部会の属する大学分科会においては、閣議決定までの間に、この件についての議論を行い、
 - ・ 大学の新增設を抑制することは、教育内容の新陳代謝が働かなくなり、大学が社会の変化に応じて自己変革を進めることの阻害要因になる、
 - ・ 東京の大学に進学したいという学生の希望を止める必要はない、
 - ・ 都市部の大学と地方の大学との交流により学生の流動性を高め、地方大学の魅力を増すことは重要である、
 - ・ 地方における若者の雇用創出がなければ、大学だけを規制しても効果はない、など教育政策の観点から意見を取りまとめ、有識者会議に提出した。（なお、東京一極集中を懸念し、地方創生を進める観点から、大学等の新增設の抑制に積極的な意見も一部あったところである。）

○ 有識者会議においては、12月8日に最終報告書をまとめた。「東京都特別区（23区）においては、原則として大学の定員増を認めない」こととしつつ、抑制の例外として、大学院、専門職大学（一定の期間）、留学生、社会人、通信教育、夜間学部などを挙げた。学部・学科の改編等については、「東京23区内に所在する学部・学科の収容定員の総数の増加を伴わない」場合は抑制の例外とすること、その際、「新たな学部・学科を新設することに伴い、旧来の学部・学科を廃止する移行期間については、一時的に収容定員数が増加することを認めることも考えられる」とされ、一定の配慮が示された。具体的な規制や例外の在り方については、今後、政府や国会において詳細な検討が行われると考えられるが、この規制は各大学において検討されている今後の成長に向けた経営戦略に重大な影響を及ぼす可能性があることにも鑑み、我が国の教育研究の発展に負の影響をきたすことのないよう、慎重に検討される必要があると考える。

○ また、報告書では、「東京圏と地方の大学の学生の対流・交流」や「東京における大学の地方移転の促進」、「地方における若者の雇用の創出」についての提言も示されている。地方大学の振興という目的は、上記の規制だけでなく、これらの取組が真に効果的なものとなってはじめて達成されるものであり、特に、若者の雇用創出については、政府において、その実施に責任を持って取り組むべきである。

（小規模学科のための基準の整備）

○ 短期大学については、自県内入学率が大学よりも高く、キャンパスの約4割が人口30万人未満の都市に所在しているという特性を踏まえ、地域における高等教育機会の確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、専任教員数及び校舎面積について、小規模の学科の設置を想定した設置基準の改正を行うことが必要である。

5. 教育の質の保証と情報公開

○ 大学への進学率が50%を超えるユニバーサル段階においては、大学教育の機能は、エリートや社会の指導者層の養成だけではなく、産業社会に適応し得る全国民の育成へと広がっていくと言われている。進学率が上昇し、大学に入学する学生の裾野が広がっていく過程において、かつての少数エリートが通っていた時代の大学と比較して

教育の質の低下を懸念する声が出てくるのは世界共通の現象とも言える。教育の質の保証と機会均等とのバランスをどう考えるかは高等教育における普遍的な課題である。

- 一方で、我が国の大学については、上記のような高等教育の大衆化に伴う問題を前提としたとしても、教育の質を保証するための取組は不十分と言わざるを得ない。例えば、大学設置基準における単位の考え方からすれば、週 48 時間の学修が必要な計算 (※) になるが、国立教育政策研究所の調査によれば、授業出席時間の平均が約 20 時間、予習・復習の時間の平均が約 5 時間に留まっており、授業以外の学修時間が非常に短い。そして、この数字は過去の調査と比較しても改善されておらず、海外の大学と比較しても学修時間が短いという指摘がある。

(※) 卒業要件 124 単位、1 単位 45 時間 (授業 1 時間+関連する学修 2 時間) とした場合。

- 大学教育の質の保証については、これまでも累次の中教審等の答申で提言が行われ、文部科学省の事業を活用するなどして積極的に改善の努力を行っている大学があるのも事実であるが、こうした大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。こうした状況について、社会からの説明を求める声が強くなってくるのは当然である。諸外国においても、大学進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、公費負担が重くなり、公費を投入するに値する質の教育を行っているのか、アカウントビリティが求められるようになっている。

- 大学と大学外の社会との関係については、世界の歴史の中で様々な相克があり、その在り方は一様ではないが、大学がその研究成果と教育を通して社会の発展に貢献する責任を果たすことについては、大学関係者の間でも共通の理解があるものと考えられる。社会の発展に貢献するために、例えば学術研究の対象については、社会の要請だけではなく多様な教員の多様な関心に基づいて選択していくことが重要な側面もあると考えられるが、教育の質については大学が自ら責任を持って保証し、第三者の評価を受け、その成果を社会に対しても積極的に情報公開していくことが必要である。

そのような社会に貢献する大学の姿に国民の理解が広がり、多様な投資や民間からの寄付が行われて、社会から支えられる大学になっていく、という好循環を生み出さ

なければならない。こうした観点から具体的な質保証と情報公開の在り方について引き続き検討して行くことが必要である。

<具体的な方策>

・教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証 …………… 別添2

1 (教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証)

- シラバスについて、例えば、事前に必要な学修の時間の目安やその内容、教育課程内の位置づけ・水準など記載の充実を図るための設置基準の改正が必要と考えられる。
- 学修に関する評価の厳格な運用という観点から、GPA 活用の留意点や好事例について示す必要があるのではないか。
- 教育の教育能力の確保のため、例えば、新規採用教員のFD 受講状況等の公表の義務付けやFD 実施の留意点を示すなどの方策が考えられないか。大学院生に対する「プレFD」やTA (ティーチングアシスタント) 等の職務を通じた教育経験の機会の活用を促すことや、さらに教員に教育能力を確実に身につけさせる仕組みを検討することも必要ではないか。

・学修成果の可視化と情報公開 …………… 別添2

2 (学修成果の可視化と情報公開)

- 各大学において、三つの方針に照らして、個々の学生が習得した知識及び能力の状況や、学生の学修に係る意識及び行動を把握し、その全体的な状況を公表することが必要ではないか。国としても必要な情報の把握や公表について一定の指針を示すべきではないか。(学修時間、GPA、退学率、就職率、資格取得、アセスメントテスト、ルーブリック、ポートフォリオ、学生の成長実感、満足度調査、卒業生への評価の把握など)
- こうした情報を各大学は自ら選択し、直接的、間接的な評価など複数の情報を組み合わせる多元的な活用が重要。こうした情報の活用のため、各大学にIR (インスティテューショナル・リサーチ) 等の情報収集・分析体制の整備が必要ではないか。

4 (認証評価制度)

- 来年度から内部質保証を重視した評価が始まり、教育研究の質的改善についての評価の充実は期待されるが、各種評価の重複や大学の負担軽減などの課題は解決されていない。
- 機関別評価を複数回受審している大学については自己評価書の簡素化などの改善が必要。
- 国立大学については、国立大学法人評価と認証評価の目的等の異動に留意しつつ、効率化の観点から認証評価制度の在り方を根本的に見直すこととしてはどうか。
- 専門職大学院の分野別評価については、例えば、受審期間を7年以内とし（現在は5年以内）、機関別評価と一体的に行うことを可能とするなど根本的に見直してはどうか。
- 大学評価基準を満たしていないとされた場合、受審期間を現在より短くすることは考えられないか。

6. 今後の検討課題

- 今回、整理した論点は、3月に文部科学大臣から諮問があった4つの事項(※)のうち1から3に関するものであり、具体的な提言に向けて更に検討を進める必要がある。また、前回の将来像答申で示された「機能別分化」の考え方については、その進捗状況と今後の政策等の在り方について、引き続き、検討する必要がある。さらに、大学院教育の在り方や大学等における研究との関係はこれまでに論点として取り上げられていないが、高等教育の将来像を描く上では必要不可欠な部分であり、今後、検討する必要がある。

(※) 平成29年3月6日の諮問「我が国の高等教育に関する将来構想について」における4つの諮問事項

- (1) 各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策
- (2) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方
- (3) 今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方
- (4) 高等教育の改革を支える支援方策の在り方

- 4つ目の諮問事項については、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実や配分の在り方、学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方等について検討することとされており、政府における教育費負担軽減の議論の動向も踏まえつつ、当部会において将来を見据えた議論を行うことが必要である。

大学等の連携・統合の可能性 論点整理(案)

1. 単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係
2. 教員は一つの大学に限り専任となる原則
3. 地域における大学間等の連携強化
4. 国立大学は一法人が一大学のみを設置していること
5. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

1. 単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係

(1) 現行制度・現状

- 現行制度においては、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすこと（「単位互換」）が可能（学部の場合、卒業要件124単位のうち上限は60単位）。
- 一方、過去に一部の大学で発生した、必要な授業科目を系列の資格試験予備校に丸投げしていたという不適切な事例を受け、大学設置基準に「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する」（19条）との規定が設けられている。
- 国内大学との単位互換制度を実施している大学は全体の83.0%（平成27年度）に達しており、複数大学でコンソーシアムを形成し共同開設した授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用や、放送大学と協定を締結し放送大学の提供する授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用が行われている。

(2) 課題

- 単位互換制度の運用に当たっては、相当程度の同等性のある科目を自大学で開設することが前提となっており、また、全ての科目を自大学で開設するという設置基準上の原則もある。そのため、例えば資格に関する科目等については、課程認定やコアカリキュラムの関係上、受講者が極めて少ない場合であっても、必ず開設しなければならない。

- 教育課程の編成に当たり、単位互換制度を活用するか否か、どのような場合に単位認定するかなどの具体的な運用は、各大学の判断に委ねられており、「自ら開設」の原則をどう考え、授業科目をどこまで開設し、どこまで単位認定するか、大学によって単位互換制度に対する認識や運用の幅に差がある。

(3) 論点と検討の方向性

- 放送大学を含む各大学間における単位互換制度の活用や、その延長上にある大学コンソーシアムの活用は、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の観点からは、有用性があると考えられるのではないか。その際、I C T技術の向上により、遠隔地であっても効率的かつ効果的な学習が可能となつてきている点も考慮する必要があるのではないか。
- 一方で、単位互換制度の濫用により、卒業に必要な単位数を自開設の授業だけでは取得できない、必修科目や専門科目を自ら開設しない、体系的な教育課程が編成されなくなる等の不適切な運用が行われることも懸念される。
- 大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、「自ら開設」の原則の考え方や、単位互換制度の解釈や適切な運用の在り方について、改めて明示すべきではないか。

2. 教員は一つの大学に限り専任となる原則

(1) 現行制度・現状

- 大学設置基準上、「教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする」(第12条第1項)とされており、最低基準としての大学設置基準に基づく、必要専任教員を確保する上で、複数の大学を専任教員として兼務することは許されていない。また、設置審査においては、教員を一の学部に関り専任教員としてカウントする運用が行われており、同一大学内でも複数学部の専任教員となることは認められていない。
- 複数の大学間においては、「クロスアポイントメント」として、研究者等が出向元及び出向先機関(大学、公的研究機関、企業)の間で、一定のエフォート管理の下、その割合に応じて研究・開発及び教育に従事する事例はあるが、これは雇用契約(給与負担や社会保険等)に着目した運用であつて、法令上の仕組みではない。

(2) 課題

- 教員を一の学部に関り専任教員としてカウントするという設置審査上の運用のために、教育研究活動においても、特定の学部・学科の専任教員は、他の学部・

学科の教育研究には関与出来ないものと理解されている実態がある。そしてこのことが、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。

- また、専任教員に係る、大学設置基準上の「一つの大学に限り、専任教員となる」という規定に例外はなく、ここで求められる専任性と雇用契約の形態とは無関係である。したがって、例えば、クロスアポイントメントにより複数の大学と雇用契約を結び、50:50のエフォート率が協定上定められていたとしても、現行制度上、そのことをもって、当該教員が当該複数大学の専任教員となることは認められない。

(3) 論点と検討の方向性

- 一部の大学において、学部横断的な教育プログラムの実施や、教員の所属組織と学生の所属組織の分離が進んでいる中で、適切な教育が行われると認められる場合には、教員を一の学部に関り専任教員としてカウントする運用を緩和する余地はないか。
- 一方で、専任教員制度の趣旨を踏まえると、各教員の学生の教育に対する責任ある関与を確実に担保する必要がある。この観点から、学部横断的なプログラムを実施する大学内で、各教員のエフォート管理の仕組みを構築する必要があるのではないか。
- 情報インフラや交通インフラの発達により、遠隔地域からの関与の可能性や人的往来の活発化等の進展の状況を踏まえて、将来的には、大学（特に地方の大学）において、クロスアポイントメントを活用して強力な連携体制を構築し、各大学の機能は残しつつも、教員を共有して活用できないか。（例えば、法学部関係でA大学、B大学、C大学と連携し、経済学部関係ではA大学、D大学と連携）
- この場合、専任教員制度の趣旨を踏まえると、各教員の学生の教育に対する責任ある関与を確実に担保する必要があることから、複数大学間で、各教員のエフォート管理の仕組みを構築する必要があるのではないか。その際、例えば、一人の教員を二つの大学で専任教員と扱うことを許容した場合、現在の1校分の教員数で2校分の設置認可が可能になってしまう点などについて慎重に検討する必要があるのではないか。

3. 地域における大学間等の連携強化

(1) 現状

- 近年、全国各地で大学間の連携や地域社会・産業界との連携による「大学連携」・

「大学コンソーシアム」等の取組が進められており、限られた資源の効率化が図られるほか、教育・研究の質向上、多様な教育ニーズへの対応、知の社会への還元等の成果が期待されている。

- 平成16年11月には、各地の大学コンソーシアムの間での情報交換・交流を図り、発展段階にあるわが国の連携型の教育・研究の更なる発展を目指すための場として「全国大学コンソーシアム協議会」が発足し、平成29年7月時点で48団体となるなど広がりを見せている。
- 大学間連携については、小規模な大学間で各大学の強みを活かした科目を相互提供する取組や、特定の資格に関する科目を複数大学間で相互提供する取組、地方と都心の大学間での学生交流や都心大学の地方ブランチ開設等により多様な教育を提供するなど、多様な取組が見られる。
- 地方自治体・産業界等との連携については、地方自治体が地域の各大学の異なる課題・支援策について個別に対応する組織を設置する取組や、大学が企業と連携して学生の指導や共同研究等を行い、即戦力人材の育成や地元企業への就職を促進する取組など、地域の実情に応じた連携が進められている。

(2) 課題

- 全国各地において高等教育機関が持続可能な形で発展していくためには、各大学等が有する資源等を最大限に活かした多様な連携方策を講じるとともに、地域における産学官連携をより一層強化していく必要がある。

(3) 論点と検討の方向性

- これまでに大学間ではコンソーシアムが全国的に広がりを見せており、国公私を越えた複数大学間での科目の共同開設や単位互換などの連携も広がってきている。また、大学間だけでなく、地方自治体や産業界のとの連携の取組も始まっている。これに加えて、今後、全国各地で質の高い教育研究の維持・発展を図るため、複数の高等教育機関と地方自治体、産業界とが恒常的に連携を行うような体制を構築していくことが必要ではないか。

4. 国立大学は一法人が一大学のみを設置していること

(1) 現行制度・現状

- 学内における教学と経営との円滑かつ一体的な合意形成の確保を図ることができる仕組みを導入することが必要であるという法人化時の考え方から、一つの国立

大学法人が一つの国立大学を設置し、法人の代表と大学の学長が一致する制度となっている。

(2) 課題

- 国立大学法人は一大学のみの設置であり、学校法人と異なり、複数大学の設置は認められていない。

(3) 論点と検討の方向性

- 大学の自主性等を踏まえ、法人と大学との基本的関係をどのように考えるか。
- 公立大学法人や学校法人と比較して、国立大学法人として望ましい姿とは何か。
- 国立大学法人のガバナンス改革の推進の観点から望ましい法人の形をどのように考えるか。
- 一つの法人が複数の大学を設置することについて、具体的にどのようなメリット・デメリットが考えられるか。
- 制度の具体的な内容をどのように考えるか。
 - ・ 法人の長や学長等をどのように任命するのか。
 - ・ 現行の役員会や経営協議会、教育研究評議会の在り方についてどのように考えるか。
など

5. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

(1) 現行制度・現状

- 法人の合併については私立学校法に、大学の設置者変更については学校教育法に規定されている。
- 大学コンソーシアムや文部科学省の予算事業の成果を通じた取組等、全国で多様な連携の取組が進んでいるが、大学間の単位互換等の緩やかな連携に留まっている地域もある。
- 大学間や文部科学大臣所轄法人間の合併の事例は少ない。

(2) 課題

- 大学や法人の独立性や独自性が強く、企業等と異なり自律的な連携・統合が進みにくい。

- 建学の精神の承継の観点から、法人の自主性を尊重しつつどのように統合を促進するかが課題となる。

(3) 論点と検討の方向性

- 各私立大学の特色化・強みのある分野への資源集中を促すため、複数大学が協力した授業や学生募集、施設設備・事務処理等の共同化や教育研究資源の有効活用のための連携などを促し、効果的・効率的な学校運営を推進していくべきではないか。
- 特に地方の大学においては、地方自治体や産業界等と大学が形成するプラットフォームに積極的に参加し、地域の高等教育に関する中長期計画も踏まえた教育研究活動や地域政策と連動した産学連携等を通じて地域に貢献すると同時に、大学が地域から支援を得るなど、より戦略的な大学間・法人間の連携・統合を進めることができるのではないか。
- 各法人の成り立ちや独自性を活かし、一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かせるような経営の幅広い連携・統合の在り方や、統合される学校法人の建学の精神の承継に配慮した仕組みの検討など、より多様な連携・統合の方策は考えられないか。
- その際、各私立大学の特色化・強みのある分野への資源集中を進め、円滑な事業譲渡に資するよう、現在、大学単位でしか認められていない設置者の変更について、学部・学科単位での設置者変更を認めるなど、制度面での改善を検討すべきではないか。
- 文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談機能を強化し、連携・統合の支援を図るべきではないか。
- 国民が安心して高等教育を受けることができるよう、学校法人が突然に経営破綻に陥ることを防ぐため、経営悪化傾向にある学校法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、私立大学の自主性・自律性に配慮しつつも、各学校法人の自主性に任せるだけでなく、他法人との合併や撤退を含む早期の適切な経営判断が行われるよう文部科学省や私学事業団が支援し、状況に応じてさらに踏み込んだ指導・助言を行うことが必要ではないか。

中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ 論点整理(案)

I. はじめに

II. WGで議論すべき論点

III. 個別事項

1. 教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証
2. 学修成果の可視化と情報公開
3. 学位プログラムを中心とした大学制度
4. 認証評価制度
5. 学位等の国際的通用性
6. 高等教育機関の国際展開
7. リカレント教育

I. はじめに

- 平成 29 年 3 月 8 日、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問がなされた。
- 諮問に基づいて検討を進めるため、平成 29 年 3 月 29 日、中央教育審議会大学分科会の下に「将来構想部会（以下「部会」という。）」が設置された。また、諮問事項のうち特に制度的面に関して、専門性の強い委員を中心に議論を行う場として、平成 29 年 5 月 29 日、部会の下に「制度・教育改革ワーキンググループ（以下「WG」という。）」が設置された。
- WG では平成 29 年 7 月から 12 月にかけて計 8 回議論を行った。今般、議論を踏まえ、「論点整理」を取りまとめ、部会に報告するものである。
- 本論点整理は、現行制度の課題や検討の方向性を示したものであり、1 月以降は広く各方面から意見を聴取するとともに、より詳細な制度の改善方策について議論を進めることとしたい。

II. WGで議論すべき論点

- WGでは、特に制度面を中心に議論を行うこととし、諮問事項のうち、「①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策」及び「②変化への対応や価値の創造を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方」に係る事項を論点とする。
- 具体には、以下の通りである。

諮問事項①関連

- ・ 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能強化に向けて、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正等の方策
- ・ 三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善と、組織的な教育体制の確立
- ・ 個々の学生の学修成果の把握・評価の方法の開発と普及、情報公開など、学修成果の可視化の在り方

諮問事項②関連

- ・ 「学位プログラム」の位置づけや学生と教員の比率の改善、ICTの効果的な利活用など設置基準の在り方
- ・ 事前規制である設置基準と事後評価である認証評価の関係、認証評価の在り方、情報公開の推進
- ・ 学位等の国際的通用性の確保
- ・ 高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進
- ・ 地域の産業界との連携、社会にでた者が何度でも学び直せる環境の整備
- ・ 高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、外部人材を活用した教育の質の向上
- ・ 効果的な運営のための高等教育機関間の連携

(平成29年7月28日 第1回WG 資料3-5より)

III. 個別事項

- 「II. WGで議論すべき論点」で具体的に上げた諮問事項のうち、部会での審議内容に合わせ、制度的見直しの必要性が高い事項を以下の通りとした。
審議事項は大きく二つに分かれ、一つ目は、学修の質の観点から、質の保証として「教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証」、質の改善に繋げるものとして

「学修成果の可視化と情報公開」、第三者による評価として「認証評価制度」について、二つ目は、部会で検討している「高等教育の将来像」で目指す「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現するため、「学位プログラムを中心とした大学制度」、「学位等の国際的通用性」、「高等教育機関の国際展開」、「リカレント教育」と整理できる。

諮問事項①関連

1. 教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証
2. 学修成果の可視化と情報公開

諮問事項②関連

3. 学位プログラムを中心とした大学制度
4. 認証評価制度
5. 学位等の国際的通用性
6. 高等教育機関の国際展開
7. リカレント教育

1. 教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証

(1) 現行制度・現状

【教育課程の改善】

- 大学設置基準上、大学は学生に対して、授業の方法・内容、一年間の授業計画を予め明示することとされており、一般的に、各大学においてはシラバスを通じてこれらを学生に示している。

【学修に関する評価の厳格な運用】

- 学生の卒業時における質の確保の観点から、各大学等においては、客観性・厳格性の確保のため、成績評価基準等¹を明示した上で、当該基準に従って適切に成績評価を行うこととされている。

【実践的な教育課程への改善】

- 大学においては、企業等から毎年1,500人～2,000人（毎年採用教員数の2～3割）が本務教員として採用されており、専門職大学院（法科・教職を除く。）においては、約5割（平成28年度：666人／1,316人）が実務家教員※となっている。
さらに、今般制度化された専門職大学・専門職短期大学においては、必要専任教員の概ね4割以上は実務家教員とすることとされている。

※専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（「専

¹ 成績評価基準は、各授業科目を担当する教員が授業の目的等に沿って適切に進めるべきものであり、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取組と成果を考慮して多様な基準を設定することが望ましいとされている。「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）」（平成10年10月26日 大学審議会）

門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）」での規定)

【指導方法の改善】

- 大学教員の資格・要件については、学校教育法及び大学設置基準に規定されており、国による設置認可の際の教員審査、さらに各大学における個別教員の選考・採用・昇進等が自主的・自律的に行われている。教員の研修に関しては、設置基準上にファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）が位置付けられており、各大学において授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修・研究を行うこととされている。

(2) 課題

【教育課程の改善】

- 現状においては、ほとんどの大学でシラバスに基づいて学生に授業内容等が明示されているが、その記載内容に関してはばらつきが大きい。また、準備学修に必要な学修時間の目安（約 9% (H24) →約 23% (H27))、ナンバリング等の授業科目の教育課程内の位置付けや水準を表す数字や記号（約 17% (H24) →約 31% (H27))、人材養成の目的又は学位授与の方針と当該授業科目の関連（約 23% (H24) →約 32% (H27)) 等の項目は緩やかに進展しつつあるものの、依然として低い水準に留まっている。

【学修に関する評価の厳格な運用】

- 学生の成績評価の指標として、各授業科目の成績を元に算出される GPA は有力なツールであると考えられ、また、履修上限単位数の設定や進級・卒業判定の基準等の様々な基準として活用することにより学生の学修の質向上に資するものと考えられる。しかし、GPA は、国際的にも統一的な運用方法が確立しているわけではなく、我が国においても GPA 制度を導入している大学の増加が見られる（約 62% (H23) →約 85% (H27)) ものの、その算出方法には定まったルールがなく、現時点で進級・卒業判定の基準に活用している大学は低水準にとどまるなど、運用実態も様々であると考えられる。
- 成績評価の厳格な運用の前提として、カリキュラムが体系化され個々の教員の授業や成績評価の標準化が図られることが必要であるが、それらの取組が十分に行われていないとの指摘もあり、更なる取組の促進が各大学に求められる。

【実践的な教育課程への改善】

- 今後は、大学等の教育課程において職業に必要な実践的な能力を身に付けさせる機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更な

る展開が期待される。一方で、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための教育の在り方自体は多様であり、また、大学等における教育に参画するだけの教授能力や知見を有する実務家は、人数が十分ではなく、企業等での勤務との兼ね合いから時間的な制約もあり、各大学が必要な実務家の参画を得られるかが課題である。

【指導方法の改善】

- 教員の質保証について、制度上はFDの実施が義務付けされているものの、その実施方法や内容、育成されるべき能力や知識等については具体化されておらず、各大学における取組内容のばらつきが大きい。また、専任教員のFDへの参加率の現状（平成27年度）については、全員（100%）が参加した大学が約13%、4分の3以上（75%～99%）が参加した大学が約43%となっており、今後、実務家教員の登用のニーズが高まり、大学外部の人材が教育に関与する機会が増加することが見込まれる中、どのように教員の質を確保するかが課題である。

（3）論点と検討の方向性

【教育課程の改善】

- シラバスの記載の充実を確保するために、例えば、大学設置基準を改正し、大学が学生に明示する必要がある事項として、従前の事項に加え、事前に必要な学修の時間の目安やその内容の他、当該授業科目の教育課程内の位置付けや水準などの情報についての規定を整備することが考えられる。また、人材養成の目的又は学位授与の方針と授業科目との関連を示すなど、シラバスの記載の充実に向けた一定の指針を示すことが考えられる。

【学修に関する評価の厳格な運用】

- 平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」の中では、大学に期待される取組として、GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用することが挙げられており、GPAを導入・実施する際に留意すべき点について言及されている。国として、こうした提言を各大学に改めて周知するとともに、GPAの分布を共有・公表して成績評価の改善に活用したり、学生の質の向上につながった事例やGPAの算定方法に関する情報など、活用の好事例等について併せて示す必要があるのではないかと。

【実践的な教育課程への改善】

- 数的・時間的に制約のある実務家の参画を得やすくする観点から、大学学部段階においても、専門職大学院・大学・短期大学において既に認められている「みなし専任教員」の制度を導入するなど、必要な実務家を確保するための方策を検討して

はどうか。その際、要件についても安易な利用を防ぐ観点から検討が必要ではないか。また、大学等におけるカリキュラム改善のプロセスに、実務家等の学外の人的資源を参画させることとし、様々な実務の観点を踏まえた教育改革が行われることを促してはどうか。

【指導方法の改善】

- 実務家教員の増加等の状況の変化に対応しつつ、各大学のFDの取組を更に促進させるために、例えば、新規採用職員のFD研修の受講状況等、各大学の取組状況の公表の義務付けや、FDの実施に当たっての留意点を示すなどの方策が考えられるのではないか。また、教育関係共同利用拠点や大学コンソーシアムの活用を促すこととしてはどうか。この他、大学院は大学教員の養成機能も担っているということに鑑み、大学院生を対象とした「プレFD」の機会の拡大や、TA（ティーチング・アシスタント）及びTF（ティーチング・フェロー）の職務を通じた実践的な教育経験の機会の活用等を各大学院に促すことも有効ではないか。これらに加え、教員の教育能力を確実に身に付けさせる仕組みを検討することも必要ではないか。

2. 学修成果の可視化と情報公開

(1) 現行制度・現状

- 平成 11 年に大学の教育研究活動等の状況の公表が義務となった（大学設置基準の改正）。
- 平成 19 年に大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置付けられたことに併せて、情報公開の義務も法律上明記された（学校教育法の改正。同時に大学設置基準の規定は削除）。
その際に、全ての大学が公表すべき事項として、「進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」といった進路に関する情報、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」に関する情報等が定められた（学校教育法施行規則の改正）。
- 平成 27 年に大学団体等による自主・自律的な取組として、大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組みである大学ポートレートの運用が開始された。
- 平成 28 年に学生の入学から卒業に至るまでの教育に関する基本的な三つの方針（①卒業認定・学位授与の方針＝ディプロマ・ポリシー ②教育課程の編成・実施の方針＝カリキュラム・ポリシー ③入学者受入れの方針＝アドミッション・ポリシー）の一体的な策定・公表を義務付ける規定の整備を行った（学校教育法施行規則の改正）。

【学部段階】ディプロマ・ポリシーの策定大学数（割合） 736 大学（98.7%）

【学部段階】カリキュラム・ポリシーの策定大学数（割合） 738 大学（98.9%）

【学部段階】アドミッション・ポリシーの策定大学数（割合） 744 大学（99.7%）

「大学における教育内容等の改革状況について」（平成 27 年度）

（2）課題

- 各大学が三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けた PDCA サイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し（すなわち可視化し）、当該情報を各大学や学部等が取り組むべき目標の設定、目標と現状とのギャップの測定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要である。
- 現在の公表が義務化されている事項では、人材養成目的等の大学教育の目的・目標に関する事項はあるものの、大学が実際にどのような教育成果をあげ、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていない。また、各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくためにも、各大学の取組の充実に国としても何らかの方策を講ずることが必要であると考えられる。

（3）論点と検討の方向性

- 各大学のディプロマ・ポリシーが達成されたかどうかを測定することは極めて重要であり、学修成果の可視化はこの観点からも重要である。
- 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、各大学において、三つの方針に照らして、教育課程の実施を通じて個々の学生が修得した知識及び能力の状況や、学生の学修に係る意識及び行動を把握することが必要ではないか。また、大学の説明責任を確保するため、各大学はこれらの全体的な状況をまとめ、その概要を公表することが必要ではないか。
- その前提として、個々の学生の学修成果や各大学の教育成果を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが重要であると考えられる。その際、各大学が評価の対象として適切なレベルを設定することが必要である。
- 各大学が具体的に個人の学修成果や大学全体の教育成果の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではなく、各大学が自らの大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進めていくことが強く期待される。また、どのような情報を活用するかは各大学で自ら取捨選択するものであるが、

直接的、間接的に評価・活用できる情報を含め、複数の情報を組み合わせる多元的な活用が重要であると考えられる。

各大学が活用できる情報として、例えば、以下のものが考えられることから、国としては各大学が学修成果・教育成果を積極的に公開し、公開した情報に基づいた大学教育の質向上に関する取組が進むよう、必要な情報の把握や公表について一定の指針を示すべきではないか。その際、公表の在り方については、大学ポータルの活用も含めて検討してはどうか。

【学生が習得した知識及び能力の状況】

- ・ 単位及び学位の修得状況と成績
- ・ 卒業論文等の成果物に対する評価
- ・ GPA
- ・ アセスメントテスト等の学外試験のスコア
- ・ 資格取得や受賞・表彰歴等の状況
- ・ 進路の決定状況（就職先・進学先）等の卒業後の状況
- ・ 卒業生に対する評価の把握

【学生の学修に係る意識及び行動】

- ・ 学修行動調査を通じた「学生の学修に対する意欲」「学修時間」等

- 各大学が上記の情報を評価するに当たっては、評価の妥当性を学内外に説明できるようにする等の観点から、各情報の評価に横断的に用いられるルーブリックや学修ポートフォリオ等をはじめとして、具体的な評価方法をどのように用いたか明確にすること、複数の手法を適切に組み合わせつつ活用することが、より一層高い水準で求められることになる。
- 各大学は、学修成果の可視化に際して、こうした情報を効果的に活用するためにIR（インスティテューショナル・リサーチ）等の情報の収集・分析に係る体制を整備する必要があると考えられる。
- なお、可視化の前提として、ディプロマ・ポリシーに明示された知識及び能力と個々の授業科目の関係を履修系統図（カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー）等を活用して整理し、シラバス等に明示する必要があると考えられる。

3. 学位プログラムを中心とした大学制度

(1) 現行制度・現状

- 「学位プログラム」とは、「学生が短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得するに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力

が明示され、それを習得するように体系的に設計された教育プログラム」といえる。

- 現行制度においては、大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされており、これが設置基準等の要件を満たしたうえ、文部科学大臣の認可を得ることによって大学教育の質を担保している。
- 本来、学部等の組織においては、教育研究を一体的に遂行されることが期待されており、学生・教員が所属する組織と、そこで提供される学位プログラムが、一対一の関係にあることが原則となっている。組織と一体となった従来の大学の学部等で実施される教育課程も、当然に学位プログラムとして機能するものである。

(2) 課題

- 「第4次産業革命」が進展し、産業構造の変化が激しくなる中、必要とされる分野の中長期的な予測に基づいて学部等を設置することが困難な時代になっていることから、将来生まれるニーズに応じて新たな学部等を迅速かつ柔軟に設置できるようにすることが必要となっている。
- しかしながら、現行の学部という組織を前提とした大学の在り方には、①研究上の要請と教育上の要請とが必ずしも一致しない場合がある点、②学部等の独立性を強調するあまり、組織間の協力や資源の結集が困難となり、例えば境界領域の分野等の教育に機動的に対応できない場合があるという点が課題として指摘されている。
- また、現行の設置基準は、既存の学部等の学内組織同士が資源を持ち寄って新たな教育課程を編成・実施することが想定されていない。仮に大学が既存の複数の学部等の資源を結集して教育課程を実施することとした場合も、新たな学部等の設置と同様に、新たに専任教員や校舎の面積基準、施設設備の基準を満たすことが必要となり、大学全体としては新たな資源を用意することが求められる。このことが、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。

(3) 論点と検討の方向性

- 現行制度上の課題を踏まえ、今後は特に、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修を実現していくためには、学位を与える課程に着目した在り方をより重視していく必要がある。
- このことから、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう、制度を整

えるべきである。

- 具体的には、複数の学部等を設置する大学※が「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度上位置付けることとしてはどうか。

※1学部・1学科のみを設置する単科大学等、1学部内で実施する場合には現行制度で対応可能。

- このような「学部等の組織を超えた学位プログラム」の制度設計に当たっては、例えば、下記のような論点が考えられる。

- ・ プログラムの質保証の観点から、実施に当たっての教学管理体制（責任体制）が必要ではないか。
- ・ 責任を持ってプログラムを担当する一定数以上の教員組織が必要ではないか。 その際、実態面では「一の学部・学科に限り」専任教員とされている「専任教員の考え方」の整理が必要ではないか。
- ・ 専任教員の考え方の整理とあわせて、対外的にも明確となる方法で個々の教員のエフォート管理を適切に行うことが必要ではないか。
- ・ 学生組織（収容定員）については、プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の定員の範囲内で設定することとしてはどうか。 また、学生の所属意識を醸成する取組が必要ではないか。
- ・ 内部質保証の観点から、三つの方針をプログラム単位でも策定すべきではないか。

- 対象となる学位の範囲については、学士、短期大学士、修士、博士、専門職学位も含めたすべての学位課程を対象とした制度とすべきではないか。

一方、今般新たに制度化された学士（専門職）及び短期大学士（専門職）については、教育課程連携協議会の設置や臨地実務実習の実施、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目の開設等、設置基準上に固有の条件が求められていることに鑑み、慎重に検討すべきではないか。

また、医師・歯科医師・獣医師等の国家資格のための課程認定を伴うものについては、検討の対象から除外すべきではないか。

4. 認証評価制度

（1）現行制度・現状

- 平成13年から14年にかけて、総合規制改革会議より、国の規制は可能な限り見直し、事前規制型から事後チェック型へと移行することが求められた。これを踏まえ、事前規制である大学の設置認可についても、大学の質の保証に係る新たなシステムとして、大学設置・学校法人審議会の内規等の審査基準を廃止し、設置基準等の法令上の要件を満たせば大学の設置を認可（準則主義化）することと併せ、大

学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することとし、認証評価制度は平成16年度に創設された（学校教育法の改正）。

○ 大学は7年以内（専門職大学院は5年以内）に1回、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価を受けることが義務付けられている。

- 現在、2巡目の評価が実施されているところであるが、その制度については、
- ・ 法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない、
 - ・ 評価結果を教育活動の改善に生かす仕組みが十分でない、
 - ・ 認証評価以外にも、様々な評価・調査業務への対応に追われるなどのいわゆる「評価疲れ」の問題、
 - ・ 社会一般における認証評価の認知度が十分でない、

などの課題があったため、平成28年3月の中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」を受けて、省令改正が行われ、三つの方針に関することを大学評価基準の共通項目に設定するとともに、内部質保証については重点的に認証評価を行うこととした。（平成30年4月1日施行）。

（2）課題

- こうした制度改正により、大学の教育研究活動の質的改善についての評価が充実されることが期待されるが、認証評価を受審する大学の負担が非常に大きいこと、国立大学については国立大学法人評価とともに認証評価も行うためさらに負担が大きいこと、受審期間が機関別評価（7年以内）と分野別評価（5年以内）で異なることなど、根本的な問題については解決されていない。

（3）論点と検討の方向性

- 複数回にわたり認証評価を受審している大学等については、評価の実益性や負担軽減の観点から、前回評価で指摘を受けた箇所や改善を図った箇所はこれまでどおり評価することとするが、その他の項目については、自己評価書の記載内容を大幅に縮減する（例えば、データの提示で済む事項については記述を求めないなど）ことを可能とするなどの改善を図ることが必要である。

- 大学等における特に優れた取組については、評価結果においてこれまで以上に積極的に記載するなど、各大学等の特色ある教育研究活動を進展させるような評価を行うとともに、その活動を社会に対して積極的にアピールし、幅広く支持を得る観

点から好事例として取りまとめ、公表することが必要である。

- 「財務に関すること」については、国公立大学における法人評価の年度評価や、私立大学が独自に実施する外部評価等において、内容、期間、体制等に関する一定の要件を満たし、認証評価よりも短いスパンできめ細かく受審していると確認ができた場合は、機関別評価において、年度評価や外部評価等の当該結果を添付することをもって「財務に関すること」の評価を受けていると整理することは必要である。
- 国立大学法人については、国立大学法人評価において、大学の教育研究の状況について学部・研究科ごとにきめ細かに評価していることに鑑み、国立大学法人評価と認証評価の目的等の異同に留意しつつ、効率化の観点から認証評価制度の在り方を根本的に見直すこととしてはどうか。（一方で、公立大学法人評価については、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされていることから、認証評価と法人評価で重複する評価項目を整理することはできないか。）
- 専門職大学院に係る分野別評価については、制度創設当初に「専門職大学院は新たに創設される制度であり、第三者評価による質の維持向上が不可欠である」等という理由から設けられているが、制度創設当初に設置された専門職大学院については既に3巡目の分野別評価に入っていることなどから、例えば、受審期間を7年以内とし、機関別評価と一体的に行うことを可能とするなど、根本的に見直すこととしてはどうか。
- 「不適合」など大学評価基準を満たしていないと評価された大学等については、評価結果を改善に繋げやすくする観点から、例えば、受審期間を一時的に現在の7年以内（5年以内）よりも短くすることは考えられないか。

5. 学位等の国際的通用性

(1) 現行制度・現状

- 国際的な人的流動性の高まりに伴い、諸外国における多様な学修履歴・学位等を有する学生が日本の高等教育機関に出願する件数も増加している。また、日本で学んだ日本人や留学生が、外国の高等教育機関へ進学したり、卒業後に外国で就職したりするケースも増加し、日本での学修履歴・学位等を他国の高等教育機関や企業等から評定・評価される機会も増加している。

【専攻分野の名称の多様化について】

- 平成3年に学士が学位と認められた際に、29種類に限定列挙されていた学士・修士・博士の種類が廃止され、各大学において専攻分野を付記することとなった。
(学位規則の改正)

その後、学位に付記する専攻分野の名称は増加を続けている（平成6年：250 → 平成27年：723※）。例えば、「流通マーケティング」、「世界教養」といった「〇〇学」ではない名称も存在している。また、1大学のみでしか用いられていない名称も多い（平成17年度時点で約6割は専ら当該大学のみで用いられている）。

※大学改革支援・学位授与機構調べ

- 平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」において「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことや、「ルール化の検討に当たっては、（科学者の代表機関である）日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」ことが提言された。

上記答申を踏まえ、日本学術会議は、平成26年9月に提言「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」を取りまとめた（あくまで提言であり、各大学に強制するものではない）。

（2）課題

- 日本で学んだ日本人や留学生が、諸外国での進学や就職に際して、日本の学位等の円滑な承認に必要な情報不足等による困難事例がある。例えば、外国での学位の承認のために、当該大学が政府によって認可されているか等、大使館等による公的な証明の追加的発行を求められたり、当該政府がつくる日本の大学リストへの掲載が必須とされたりする事例や、日本特有の学位等（例 「準学士」、「高度専門士」、「修士（専門職）」、省庁大学校の課程修了者への学位等）について、外国機関の理解不足である事例等がある。
- 日本での入学資格や編入学資格の評定において、学生の諸外国における多様な学修履歴・学位等を円滑に承認するために必要な、諸外国の公式な情報を得ることが困難な事例が多数存在する。

【専攻分野の名称の多様化について】

- 学位に付記される専攻分野の名称が多様化しており、特に、諸外国での進学や就職に当たり、学位を見ても「大学で何を学んだのか」が分かりにくいという指摘がある。

（3）論点と検討の方向性

- 日本の高等教育制度の仕組みや、学位等の種類、機関一覧等を、英語公定訳を含めて整理することが必要ではないか。
- UNESCO「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」の締結と国内情報センター（National Information Centre：NIC）の設立等を通じ、質の保証を

伴う流動性向上のための国際的枠組み作りへの参画が必要である。加えて、NICによる世界に向けた情報発信の推進が必要である。

【専攻分野の名称の多様化について】

- 学位の名称は、修得する学問の本質に従って定めるという考え方を徹底すべきである。その上で、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーにどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載することを徹底していくことによって、当該学位に付記された専攻分野が何を示すのか明らかになるのではないか。また、ディプロマサプリメント（学位証書補足資料）を添付することは考えられないか。
- 英文表記として、日本学術会議の提言を参考に、「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称）in（現在付記している名称）」とすることを国が推奨し、国際的な通用性を担保することは考えられないか。

6. 高等教育機関の国際展開

（1）現行制度・現状

- 平成 17 年に学修機会の国際化及び日本の大学の海外展開の観点から、日本の大学が外国において教育活動を行う際、日本の大学の一部と位置付けることが可能となった（大学設置基準等の改正）。これにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができることとなった。
- 日本の高等専門学校教育制度は、諸外国からも高く評価されており、ニーズを踏まえつつ、当該制度の海外への導入に向けた支援を、独立行政法人国立高等専門学校機構が組織的・戦略的に展開している。

（2）課題

- 現在までに、外国に学部等を設置することができる制度の活用は十分に進んでいない。その背景としては、日本国内での教育活動を前提とした制度等を、外国での教育活動展開の条件として等しく適用する困難さ（校地校舎の自己所有、収容定員管理 等）等の課題が指摘されている。
- 一方、日本の大学及び高等専門学校の国際競争力を維持・発展させ、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすと同時に、人口減少を見据えて海外から高度人材を獲得していくためには、海外展開を促進することが求められている。

(3) 論点と検討の方向性

- 日本の大学が海外に学部、学科その他の組織を設置する場合に直面しうる課題（上記課題を含む阻害要因等）を整理し、対応の検討が必要ではないか。例えば、外国では日本と同様の条件遵守が難しい制度の改正や、海外展開に係る現地情報の提供等に関して在外公館や海外の日本関連機関等の連携の仕組み等、大学がより積極的に海外展開を検討できるようにインセンティブを付与する等の方策が必要ではないか。
- 高等専門学校が導入しているモデルコアカリキュラムを含む高等専門学校の教育制度を海外展開していく際、国際的な枠組みを活用し、世界標準の技術者教育として国際的通用性を高めることができるのではないか。

7. リカレント教育²

(1) 現行制度・現状

- IT技術等の進展に伴う産業構造の変化や長寿命化社会の到来といった経済・社会の急速な変化に応じて、職業や働き方の在り方が様変わりしている中で、生涯を通して社会で活躍し、また我が国の労働生産性の向上を実現するためには、社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や能力、技術を身に付けていくことが、これまで以上に求められている。
- これまで、リカレント教育については、中央教育審議会等³の答申や制度改正を踏まえ、各高等教育機関において、科目等履修制度や履修証明制度等を活用しながら、様々な取組が進められてきたところである。平成27年には、文部科学省においても、大学及び高等専門学校における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定する制度を創設し、より実践性や実学に重点を置いたリカレント教育の更なる促進に取り組んでいる。
- また、現在、政府では、人生100年時代構想会議が設置され、人生100年時代に求められる教育等の在り方について検討が進められている。さらに、働き方改革等

² OECD（経済協力開発機構）が1973年に取りまとめた報告書「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」によると、リカレント教育は生涯学習を実現するために行われる義務教育以後の包括的な教育戦略であり、その特徴は、青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇など他の諸活動と交互に行う形で分散させることであるとされている。

³ 例えば、「大学院制度の弾力化について（答申）」（昭和63年12月 大学審議会）、「リフレッシュ教育の推進のために」（平成4年3月 社会人技術者の再教育推進のための調査研究協力者会議）、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」（平成4年7月 生涯学習審議会）、「通信制の大学院について（答申）」（平成9年12月 大学審議会）、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（平成12年11月 大学審議会）、「大学等における社会人受入れの推進方策について（答申）」（平成14年2月 中央教育審議会）

の観点から、女性の再就職支援機能の強化を求める指摘もされている。今後、日本は人口減少社会と知識基盤社会のなかで、経済を成長させ、一人一人の国民が豊かで健康に生きていくことができる社会を目指す必要がある。

- そのためには、例えば、WG のヒアリングにおいて人生の中で3回大学に入るのが当たり前の社会を創るべきだと指摘されたように、これからの時代に求められるリカレント教育を充実し、大学を主として中等教育修了後の生徒を受け入れる機関から、個人の人生のキャリアチェンジ・キャリアアップを担うことができる機関へ転換していくことが求められている。
- その点で、従来、日本では、社会人の学び直しと言われることが多いが、今後は、新しい知識やスキルを学んだり、自らの知識やスキルに必要な学び直しを行うことが社会人の学習の中心となるべきである。

(2) 課題

- 高等教育機関におけるリカレント教育については、プログラムの内容や費用負担、履修時間等について様々な課題が指摘されており、日本は、OECD 諸国の中で、大学の学生に占める社会人学生の割合が低く、リカレント教育が広く行われているという状況からはほど遠い。
- 例えば、文部科学省のアンケート調査では、従事者が高等教育機関で学ぶことを原則認めていないとする企業の主な理由として、半数を超える企業が「本業に支障をきたすため」を挙げている。
- また、学び直しを経験したことのない社会人の多くが、学び直す際の障害要因として、「費用が高すぎる」、「1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない」を挙げている。
- あわせて、職場への希望として、約半数の社会人学生が、高等教育機関での学びの成果を評価することや、学修しやすいフレキシブルな労働時間とすることを挙げており、また、リカレント教育を行っている社会人の中には、高等教育機関で学んでいることを企業に報告していない者も一定数いることが調査で明らかになっている。日本においてリカレント教育を進めていくためには、高等教育機関で学ぶことを応援し、学んで知識やスキルを身に付けたことを評価する社会にしていくことが重要である。

そのためにも、企業等は、どのような知識やスキルを社員に求めているのかを具体的に明らかにし、高等教育機関と連携してプログラムの開発・実施に結びつけていくことを進めていくことが必要である。

○ さらに、内閣府の調査では、社会人が高等教育機関で学びやすくするために必要な取組として、「学び直しに関する情報を得る機会の拡充」を挙げている。

○ 加えて、大学は、これまで 18 歳で入学する伝統的な学生を受け入れてきたことから、社会人に対するリカレント教育について関心が十分でないという状況も見られるが、少子化をはじめとする社会や経済の状況を踏まえれば、リカレント教育は大学の役割の中で重要な位置付けとなり得るという認識を関係者で共有することが求められる。

(3) 論点と検討の方向性

○ こうした課題に対応しつつ、今後、さらに社会人が学び続けることができる環境整備を進めるため、国や大学は、リカレント教育を大学のミッションとして明確に位置づけ、ますます多様化する高等教育や大学の役割・ニーズに応じていくようガバナンス改革や学内外の体制整備、それらを支える経営改革を進めていくことが必要である。具体的には、以下のとおりである。

○ なお、リカレント教育を進める上では、どのような社会人や企業をターゲットとし、そのニーズに応じて、どのような知識やスキルを身に付けさせようとするのかということを確認し、それに応じた教育内容や教育方法を開発することが不可欠である。

【産学連携による教育プログラムの改善・充実】

○ 社会人や企業等からは、実践的・専門的なプログラムの充実を求める声が多いことから、特に、地方におけるリカレント教育の推進の観点からも、大学やその他の高等教育機関と企業・産業界等との対話の場を構築し、産学連携によるプログラムの改善・充実を推進することができる体制の整備について検討すべきである。その際、こうした動きに柔軟に対応できるよう学内の組織・体制等を変えていくという視点を持つことも重要である。

また、大学にとって、リカレント教育の実施は、正規の学生への教育に加えて、更なるリソースを要するものであるため、今後、大学におけるリカレント教育を量的・質的に拡充していくためには、産学官が一体となってこれを支える仕組みを構築していくことが必要である。

併せて、この仕組みを構築する中で、産学が連携し、求められる職業能力の可視化を進め、企業や業界において社会人の学んだ成果の活用や、仕事への接続が図られるような取組を進めていくことが求められる。

【社会人が学びやすい環境の整備】

○ 社会人が学びやすくなるよう、受講に伴う経済的負担のさらなる軽減方策につい

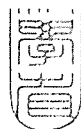
て、関係省庁とも連携し、検討を行うとともに、より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数120時間以上という現行規定の見直しを検討すべきである。

また、社会人の多様な学修形態に対応できるよう、単位累積加算制度について検討してはどうか。

- 社会人が遠隔地からもプログラムを受講できるよう、放送大学や通信教育、MOOC等の一層の活用方策について検討すべきである。
- なお、オンライン教育は、急速な情報技術の進展に対応して、世界中の国や地域で広く取組が進められてきているが、社会人学生だけでなく正規の学生に対する教育の在り方や教育内容、教育方法の変革に繋がることから、その推進方策について検討する必要がある。
- また、プログラムの運営・実施等の実態を踏まえたガバナンスの在り方について検討を行うとともに、国としても、リカレント教育の充実に向けた大学改革を推進していくべきである。

【プログラムへのアクセス改善】

- 社会人や企業等が必要とするプログラムが、どの高等教育機関でどのように行われているのかという情報が十分に知られていないことから、社会人・企業等といったセグメント別に、高等教育機関のプログラムに関する情報へ効果的にアクセスすることができるような仕組みを構築するとともに、プログラム受講による効果について発信する方策について検討していくべきである。



28文科高第1030号

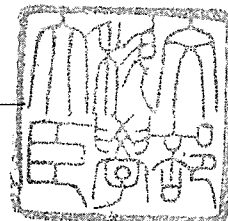
中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

我が国の高等教育に関する将来構想について

平成29年3月6日

文部科学大臣 松野博



(理 由)

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。例えば、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能等を活用する「第4次産業革命」は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。

また、我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると、2005年に約137万人であったものが、2016年には約119万人にまで減少しています。今後18歳人口は2030年には約100万人にまで減少し、さらに2040年には現在のおよそ3分の2に当たる約80万人となるという推計もあります。

このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献していくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の人材育成においては、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて、自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

このような要請に応え、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるようにするためには、各機関の役割や機能の強化と、教育研究の質の一層の向上が必要です。また、人口減少社会において一人一人が変化に対応する力を身に付け、より高い能力を発揮することができるよう、高等教育の機会の確保を図っていくことも重要です。さらにこれらを実現するための財政支援の方策についても検討する必要があります。

中央教育審議会では、2005年(平成17年)の答申「我が国の高等教育の将来像」(以下「将来像答申」という。)において、2015年から2020年頃までに想定される高等教育の将来像を提示していただきました。その中では、高等教育政策の在り方について、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と誘導」の時代への移行という大きな方向性が示されるとともに、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開すること、個々の学校が個性・特色を一層明確にすることなどが求められています。あわせて、高等教育の質の保証の仕組みとして、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保す

べきことが提言されています。

文部科学省では、将来像答申を踏まえ、これまで様々な施策を講じてきました。その中で、多様な機関から様々な内容の高等教育が提供されるとともに、進学率が高まり、学ぶ機会の充実が着実に図られてきました。一方で、教育の質保証については、各機関においてその充実に向けた取組が進められつつあるものの、いまだ多くの課題が指摘されています。

こうした状況も踏まえ、これまでの取組の成果と課題について検証するとともに、先に述べたような社会的、経済的な様々な変化、初等中等教育における学習指導要領の改訂や高大接続改革の動向、さらには地方創生や働き方改革といった政府全体の取組など高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行うことが必要と考えます。

以上のような問題意識の下、中長期観点から、概ね 2040 年頃の社会を見据えて、目指すべき高等教育の在り方やそれを実現するための制度改正の方向性などの高等教育の将来構想について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一は、各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策についてであります。

第 8 期の中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」の中で、各高等教育機関の今後の機能強化の方向性とその実現のために検討すべき事項が示されています。この論点整理を踏まえ、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能の強化に向けて、教育課程や教育方法の改善、学修に関する評価の厳格化、社会人学生の受入れ、他の機関と連携した教育の高度化などの様々な観点から、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正について検討をお願いします。

第二は、変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方についてであります。

我が国の大学政策については、現在、学部・学科や研究科といった組織に着目した在り方を中心に構成されていますが、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修の実現していくためには、学位を与える課程（「学位プログラム」）に着目した在り方をより重視していく必要があるとの指摘がかねてからなされています。こうした「学位プログラム」の位置付けや学生と教員の比率の改善、ICT の効果的な利活用など、学修の質を向上させるための

課題について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含めた総合的かつ抜本的な検討をお願いします。検討に当たっては、大学設置・学校法人審議会における審議や認証評価機関における取組との連携の確保にも御留意くださるようお願いいたします。

また、グローバル化や第4次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保、高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進、地域の産業界等との連携による人材育成、社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備、高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討をお願いします。

第三に、今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方についてであります。

前述のように、2016年の我が国の18歳人口は、2005年と比較して大きく減少しています。その間、高等教育機関全体としての数や入学者数は減少する一方、四年制大学の数は、726校から777校へと増加しており、入学者数も約60.4万人から約61.8万人に増加しています。また、2014年の我が国の大学学士課程への進学率は49%であり、OECD平均の59%と比べると低いという評価もできる一方、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり、OECD平均68%を上回っています。

さらに、我が国では、他のOECD諸国と比べて、学生に占める留学生や社会人学生の割合が低いという状況もあります。また、地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力（ある地域に所在する高等学校卒業者で高等教育機関に進学する人数に対する当該地域に所在する高等教育機関の入学定員の比率）が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、地域によって高等教育の置かれている状況も異なっています。

こうした状況等も踏まえ、今後の高等教育の構造の在り方について考える必要があります。特に、各機関の使命や社会のニーズを真に踏まえた高等教育の実現に向け、今後の高等教育全体の規模も視野に入れながら、既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直しを促進するための方策はもとより、高等教育機関間、更には高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化に関する方策も含め、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革の在り方について検討をお願いします。

その際、分野別・産業別の人材育成の需要の状況についても十分に考慮するとともに、国公私の設置者別の役割分担の在り方や国公私の設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に置きつつ御検討くださいますようお願いし

ます。

第四に、高等教育の改革を支える支援方策の在り方についてであります。

厳しい財政状況の中、各機関においては、十分な人件費や研究費の確保が困難となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘があります。第一から第三までの検討事項も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、透明性の確保の観点も踏まえた配分の在り方等について検討をお願いします。

その際、学ぶ機会の保障のため、学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方に関してもあわせて検討をお願いします。

なお、2016年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」においては、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、本年夏を目途に方向性をとりまとめることとされています。今回の諮問事項について御審議いただくに当たっては、この点についてもあわせて御検討くださるようお願いいたします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、高等教育に関する将来構想に関し、必要な事項について検討をお願いします。

我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「第4次産業革命」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である**18歳人口も大きく減少**(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人(*) → 2040年:約80万人(*))

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、**学んだ知識・技能を実践・応用する力**、さらには**自ら問題の発見・解決に取り組む力**を育成することが特に重要
- ・**自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要**

高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う

2. 主な検討事項

① 各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策

- 第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討
- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

② 変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③ 今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④ 高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

(*) 出典：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)(平成24年1月推計)」による推計値。

※ 同推計の**平成29年推計**(平成29年4月公表)によれば、18歳人口は**2030年:約103万人**、**2040年:約88万人**となっている。

第 9 期中央教育審議会大学分科会 将来構想部会委員

委員：平成 29 年 3 月 3 日発令

臨時委員：平成 29 年 3 月 29 日発令

◎：部会長 ○：副部会長

(正委員) 5 名

有信 睦弘	国立研究開発法人理化学研究所理事
◎永田 恭介	筑波大学長
○日比谷潤子	国際基督教大学学長
村田 治	関西学院大学学長
山田 啓二	京都府知事

(臨時委員) 18 名

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部恵美子	長崎短期大学学長
石田 朋靖	宇都宮大学長
金子 元久	筑波大学特命教授
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
千葉 茂	学校法人片柳学園・副理事長、日本工学院専門学校・学校長
福田 益和	学校法人福田学園理事長
古沢由紀子	読売新聞東京本社論説委員
前野 一夫	木更津工業高等専門学校校長
益戸 正樹	パークレイズ証券株式会社顧問、株式会社肥後銀行取締役
両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
吉岡 知哉	立教大学総長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

計 23 名

※安部委員の発令日は平成 29 年 3 月 28 日

※金子委員の発令日は平成 29 年 3 月 23 日

※石田，小杉，福田，益戸，両角，吉見各委員の発令日は平成 29 年 5 月 29 日

第 9 期中央教育審議会大学分科会将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ

委員：平成 29 年 3 月 3 日発令

臨時委員：平成 29 年 7 月 28 日発令

◎：主査 ○：主査代理

(正委員) 1 名

日比谷潤子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 15 名

安部恵美子 長崎短期大学学長

上田 紀行 東京工業大学リベラルアーツ研究教育院院長・教授

金子 元久 筑波大学特命教授

川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授

○小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授

篠田 道夫 桜美林大学教授、日本福祉大学学園参与

◎鈴木典比古 公立大学法人国際教養大学理事長・学長

濱名 篤 学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長

福島 一政 学校法人追手門学院追手門学院大学理事、学長代理・副学長

本郷 真紹 学校法人立命館理事補佐

前田 早苗 千葉大学国際教養学部教授

前野 一夫 木更津工業高等専門学校校長

溝上 慎一 京都大学高等教育研究開発推進センター教育アセスメント室長、教授

美馬のゆり 公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

宮城 治男 NPO 法人エティック代表理事

計 16 名

※安部委員の発令日は平成 29 年 3 月 28 日

※金子委員の発令日は平成 29 年 3 月 23 日

※川嶋委員の発令日は平成 29 年 5 月 30 日

※小林, 鈴木, 前野各委員の発令日は平成 29 年 3 月 29 日

※前田委員の発令日は平成 29 年 6 月 29 日